

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月27日
【届出者の氏名又は名称】	ピーシーピーイー メタ ケイマン エルピー (BCPE Meta Cayman, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、KY1-1104、アグランド・ハウス、私書箱309
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【代理人の氏名又は名称】	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 井上 聡
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
【電話番号】	03-6775-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 楽 楽/同 栗田 聡/同 白藤 祐也/同 矢部 慎太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ピーシーピーイー メタ ケイマン エルピー (BCPE Meta Cayman, L.P.)をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社MCJをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

- (注12) 本書には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。) 第27 A 条及び米国1934年証券取引所法第21 E 条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者 (affiliate) は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注13) ベインキャピタル (以下に定義します。)、公開買付者及びその関連者 (対象者を含みます。) 並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e- 5 条 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月6日付で提出した公開買付届出書(2026年2月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、記載事項の一部に誤記があったことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、公開買付者が、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第2項但書に基づき、2026年2月24日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年2月25日から対象者株式の取得が可能となったことに伴い、記載事項及び添付書類である公開買付開始公告(2026年2月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

(3) 許可等の日付及び番号

外為法

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2026年1月28日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。公開買付者は、上記の待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、2026年1月29日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。以下「外為法」といいます。）第27条第1項に従い日本銀行を經由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。

当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年2月24日付で短縮され、2026年2月25日より公開買付者による本株式取得が可能となっております。

(3)【許可等の日付及び番号】

外為法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 2026年2月24日

許可等の番号 JD第1821号

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

<前略>

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「 欧州連合競争法」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本株式取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「 オーストラリア競争法」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにACCCに対する本株式取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。さらに、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「 外国為替及び外国貿易法」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外為法第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「 欧州連合競争法」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本株式取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」の「 オーストラリア競争法」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにACCCに対する本株式取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

公開買付届出書の添付書類

(1) 2026年2月6日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

<前略>

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにオーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, “ACCC”）に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。さらに、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項の定めによる届出に対し、財務大臣及び事業所管大臣から、国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないかどうかを審査する必要があると認められ又は国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められ、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまでの待機期間が延長された場合又は当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに欧州委員会に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、欧州委員会からの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにオーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, “ACCC”）に対する本公開買付けによる対象者株式の取得に関する事前届出に関し、ACCCからの承認を取得できないことが判明した場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(2) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

外為法第27条第2項但書に基づき、2026年2月24日付で同項本文所定の待機期間が短縮され、2026年2月25日から公開買付者による対象者株式の取得が可能になったため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、公開買付者が2026年1月29日付で日本銀行に対して提出した「株式の取得等に関する届出書」（JD第1821号）及び日本銀行が2026年2月24日付で公示した「対内直接投資等に関する命令第8条の規定に基づく財務大臣及び事業所管大臣による公示について」を本書に添付いたします。